

(様式2)

## 指定管理者制度導入施設の管理運営状況【対象年度:令和3年度】

※1～6:所管課記入、7:指定管理者記入、8～9:指定管理者及び所管課記入、10:指定管理者及び所管課記入(実施した場合)

所管部・課	県民文化部 文化政策課
指定管理者	一般財団法人 長野県文化振興事業団

### 1 施設名等

施設名	長野県飯田創造館	住所	長野県飯田市小伝馬町1-3541-1
		電話	0265-52-0333
		ホームページ	http://iidasozokan.sakura.ne.jp/

### 2 施設の概要

設置年月	昭和54年12月	根拠条例等	長野県都市公園条例
設置目的	住民福祉の増進に寄与することを目的として、一般住民に文化活動の場を提供するため。		
施設内容	・創作室14部屋(1階:5部屋、2階:4部屋、3階:1部屋、4階:4部屋) ・電気・灯油窯室、木工芸室、備品保管庫等 ・駐車場44台・身障者用8台(いずれも公園利用者と共用)		
利用料金	・創作室(400～11,900円)・備品(150～3,300円) ・電気窯(1時間150～300円)、電気器具(1kw以内1時間20円)		
開館日	毎週水曜日休館		
開館時間	9:00～22:00		

### 3 現指定管理者前の管理運営状況

期間	管理形態	管理受託者又は指定管理者等
～平成17年度	管理委託	財団法人長野県文化振興事業団
平成18年度～20年度	指定管理	財団法人長野県文化振興事業団
平成21年度～23年度	指定管理	一般財団法人長野県文化振興事業団
平成24年度～28年度	指定管理	一般財団法人長野県文化振興事業団
平成29年度	指定管理	一般財団法人長野県文化振興事業団
平成30年度	指定管理	一般財団法人長野県文化振興事業団
令和元年度	指定管理	一般財団法人長野県文化振興事業団
令和2年度	指定管理	一般財団法人長野県文化振興事業団

### 4 報告年度の指定管理者等

指定管理者	一般財団法人長野県文化振興事業団	指定期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年間)
選定方法	公募(応募者数:1)		

### 5 指定管理料(決算ベース)

令和3年度(A)	令和2年度(B)	差(A)-(B)	※(A):当該年度、(B):前年度(以下同じ)
27,618 千円	28,031 千円	▲ 413 千円	
	増減理由	新型コロナウイルス感染症の影響額が減となり、指定管理料への反映額が減少したため。	

### 6 指定管理者が行う業務

<ul style="list-style-type: none"> <li>施設及び設備の維持管理に関する業務</li> <li>創造館の利用の許可及び利用料金に関する業務</li> <li>文化の振興に資する事業の企画及び実施に関する業務</li> <li>上記業務に附随する業務</li> </ul>
---

### 7 利用実績等

#### (1) 利用実績【指標:利用人数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	(単位)
令和3年度(A)	2,189	3,955	3,964	3,595	1,342	1,227	3,385	3,797	3,769	372	326	3,289	31,210	(人)
令和2年度(B)	626	0	1,995	3,801	1,994	2,489	3,167	2,759	2,693	1,042	1,658	3,150	25,374	(人)
(A)/(B)	349.7	-	198.7	94.6	67.3	49.3	106.9	137.6	140.0	35.7	19.7	104.4	123.0	(%)
増減要因等	○令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響が色濃く出ましたが、令和2年度に比べ利用者数が増加した理由として、徐々に"with コロナ"の意識が定着し、感染防止対策を講じたうえで館を利用される方が増加したものと考えられます。													

#### (2) 利用料金収入

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	(単位)
令和3年度(A)	313	284	531	459	184	185	369	504	435	56	67	390	3,776	(千円)
令和2年度(B)	112	0	262	364	294	375	382	393	417	180	240	419	3,438	(千円)
(A)/(B)	279.5	-	202.7	126.1	62.6	49.3	96.6	128.2	104.3	31.1	27.9	93.1	109.8	(%)
増減要因等	○料金収入は、対前年比109.8%となりましたが、利用者数の伸びに比べ小幅な伸びになりました。 ○料金収入が増加した原因として、感染対策上、少人数のグループも大きな部屋を使う機会が増えたことが挙げられます。 ○一方、伸び幅が小幅になった原因として、①利用グループの会員数が減ったことにより小さな部屋の利用が増加してきていること、②新型コロナウイルス感染症の感染拡大により利用のキャンセルがあったこと等が挙げられます。													

#### (3) 利用料金見直しの状況(前年度と比べて)

見直しの有無	見直した場合はその内容
無	

(様式2)

(4) 開館日・時間の見直し等の状況(前年度と比べて)

開館日数	開館時間	見直しの有無	見直した場合はその内容
令和3年度(A) 301日	令和3年度(A): 9:00~22:00	無	
令和2年度(B) 265日	令和2年度(B): 9:00~22:00		

(5) サービス向上のため実施した内容

<p>○新型コロナウイルス感染症対策: 午前中から利用が予定されている部屋については、職員が事前に開口部(窓、ドア)を開放する、部屋の換気扇のスイッチを入れるなど、室内換気に努めています。</p> <p>○「飯田創造館利用グループ代表者会議」を開催し、飯田創造館の年間事業計画の広報、施設の利用案内等を行いました。また、館に対する要望・意見等をお聞きし、可能な限り利用団体(者)の要望に沿えるよう、検討・対策を行っています。</p> <p>○「飯田創造館管理運営委員会」を開催し、「館の現状と課題」を整理し、委員会で課題解決に向けた検討を行い、実施可能なものから実施しています。</p> <p>○館利用の実態(繁忙期・閑散期)に応じて休館日を変更するなど、館利用者の利便性の向上に配慮しています。</p> <p>○館で作成・管理しているデータを公民館等に提供するなど、地域の文化芸術の振興に向け他の関係機関と連携を図っています。</p>
--

(6) その他実施した取組内容

<p>○文化庁感染対策事業補助金を活用し、自動検温システム(館出入口・展示会会場入り口)、手指消毒用機器の設置、トイレのドアノブの形状変更や換気扇取付(一部)等を実施し、安心して利用ができる施設となるよう整備を行いました。</p>
---

(7) 利用者の主な声及びその対応状況

<p>○開館時間の前倒し: 利用される方の目的・状況に応じ、開館時刻前入館も対応しています。</p> <p>○通用口の開放: 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の一環として館への入り口を1か所に制限していますが、館を利用される方の荷物搬入時や特に配慮を要する利用者が館を利用される場合は、職員が立ち会う中で通用口を開放する対応を行っています。</p> <p>○特殊技術の提供: 大型パーテーションの設置、スポットライトの設置・調光、陶芸窯の管理等、利用者の要望により職員が技術的な指導・支援を行っています。</p> <p>○駐車場の確保: 大規模な催し物が予定される場合は、近隣の事業所等と連携して駐車場の確保に努めています。</p>
---

8 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価を記入)

※項目は施設の状況に応じ加除修正してください。

項目	指定管理者	所管課	評価
施設の目的に沿った管理運営	<p>○協定書及び仕様書に基づいた管理運営を行いました。</p> <p>○「長野県文化芸術振興計画(平成30年3月)」に基づき、県民の文化芸術を支える拠点施設として創作活動や発表の機会を提供するとともに、自主事業の企画・開催により、創作活動の普及・向上、地域へのアウトリーチ活動を行いました。</p>	基本協定書、仕様書及び年度計画書に基づいた管理運営が実施されたと認められる。	B
平等な利用の確保	<p>○利用予約は先着順を原則としています。</p> <p>○予約が集中する月の初日には、専任職員を用意して受付対応に当たっています。利用希望日が重なった場合等は、利用グループ間での調整をお願いし、利用者の理解の下、円滑かつ平等な館利用となるよう努めています。</p> <p>○展示会に供される部屋については、前年の9月・12月に利用希望の把握・調整を行うなど、早期の利用調整を行っています。</p>	平等な利用の確保ができた認められる。	B
利用者サービス向上の取組	<p>○展示会の開催に当たっては、展示作業の支援を行うなど、利用者の立場に立った対応を行っています。</p> <p>○玄関先へプランターを設置・管理しているほか、館利用者のボランティアによる「生け花」を館内に設置して四季の彩を添えるなど、環境整備に努めています。</p> <p>○ホームページやFacebook、関係機関におけるチラシの配架、地元新聞社、タウン情報誌を活用して情報発信を行っています。</p> <p>○ロビーに「ご意見箱」を設置して館を利用される方の意見を収集・分析し、サービスの向上に努めています。</p>	利用者の意見の収集や、SNS等の情報発信を通じて、利用者の立場に立ったサービス向上に取り組んだと認められる。	A
自主事業	<p>○令和3年度においては、49事業を企画しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により19事業を中止、残る30事業について日程変更や内容の変更・一部中止等を行い、実施しました。</p> <p>○全ての講座終了時に受講者アンケートを実施し、受講者のニーズの把握に努めています。こうした中、新たに『語り手講座』を開講しました。</p> <p>○PDCAサイクルを活用して、講座終了後、課題等を整理するとともに職員間で共有・検討し、館の自主事業全体に活かすよう努めています。</p>	新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、オンラインを活用して事業を実施する等、事業実施方法に工夫を凝らし、地域の文化芸術振興に寄与する取組を行っている。	A
職員・管理体制	<p>○館長:1,指導員:5,非常勤職員:1の計7名(嘱託職員:6,臨時職員:1)で管理・運営を行いました。</p>	仕様書及び年度計画書に基づく、適正な職員配置が行われている。	B

(様式2)

収支状況	○収入 34,600千円に対し、支出41,703千円であり、収支差額は▲7,103千円となりました。	収支のバランスを確保できるよう、さらなる工夫や努力をお願いしたい。	D
総合評価	○令和2年度と比較し減少幅は縮小したものの、利用者数、利用料金収入共に目標値を下回る結果となりました。また、施設利用率も同様に目標値を下回る結果となりました。いずれも新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を強く受けたものです。 ○補助金等を活用して施設の安全性の向上に努めましたが、大幅な利用者数の増加にはなりませんでした。 ○収支バランスに不均衡が生じているため、経営の健全化を図る必要があります。	概ね仕様書等の内容どおりの成果があり、適正な館運営が行われている。	B

- <評価区分> A:仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。  
 B:おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われている。  
 C:仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。  
 D:仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

9 施設管理運営の課題

項目	指定管理者	所管課
施設の管理運営の課題	<p>○”新たな生活様式”を見据え、利用時間や利用料金等について、弾力的に運用することが必要です。</p> <p>○利用者グループの高齢化により、活動を休止・廃止するケースが出てきています。新たな利用者の確保が課題となっています。</p> <p>○近隣事業所等と連携を図っていますが、公園駐車場の絶対数が不足しており、館を利用される方の利便性が確保できていない状況です。</p> <p>○設置後40年以上が経過し、施設、設備全体の老朽化が進んでいます。特に受変電設備の経年劣化が激しいほか、建物の一部は昭和56年以前の建物であり耐震基準を満たしていないため、早急な対応が必要な状況です。</p> <p>○自主事業については、講座開設の目的やニーズ等を勘案し、役割を終えた講座やニーズに合わなくなっている講座については廃止を含めて検討するとともに、新たなニーズに対応するなど選択と集中を進める必要があります。</p> <p>○収支バランスに不均衡が生じているため、経営の健全化を図る必要があります。</p>	<p>・新規の利用者グループの確保等の取組に引き続き努めていただきたい。</p> <p>・駐車場の問題については、関係者間での協議のもと、周辺施設等との調整を図りながら、改善に向けた検討を行っていく。</p> <p>・施設及び設備の劣化等の課題に対しては、県全体のファミリーマネジメントの中で、緊急性を考慮しながら、計画的な修繕を行っていく。</p> <p>・収支のバランスを確保できるよう、所管課としても努力するものの、館としても、自主事業の精査等を通じてさらなる工夫や努力をお願いしたい。</p>